阿賀野市告示第１１８号

阿賀野市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱を次のように定める。

令和３年６月２４日

阿賀野市長　田　中　清　善

阿賀野市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱

（趣旨）

第１条　新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮する世帯に対しては、これまで緊急小口資金等の特例貸付などによる支援を行ってきたところ、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、既に総合支援資金の再貸付が終了するなどにより、特例貸付を利用できない世帯が存在する。こうした世帯に対して、就労による自立を図るため、また、それが困難な場合には円滑に生活保護の受給へつなげるため、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業（以下「本事業」という。）に関し、「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給要領」(「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給について」（令和３年６月１１日付社援発０６１１第７号厚生労働省社会・援護局長通知)）に基づき、必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　常用就職　期間の定めのない労働契約又は６月以上の労働契約による就職をいう。

（２）　職業訓練受講給付金　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成２３年法律第４７号）第７条第１項に規定する職業訓練受講給付金をいう。

（支給対象者）

第３条　本事業の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者（新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金（以下「自立支援金」という。）を既に他の都道府県、市（特別区を含む。）又は福祉事務所を設置する町村から受けている者を除く。以下「支給対象者」という。）とする。

（１）　次のいずれかに該当する者であること

ア　都道府県社会福祉協議会が実施する緊急小口資金等の特例貸付における総合支援資金の再貸付（以下「再貸付」という。）を受けた者であって、自立支援金の申請をした日（以下「申請日」という。）の属する月の前月までに当該再貸付の最終借入月が到来していること

イ　再貸付を受けている者であって、申請日の属する月が当該再貸付の最終借入月であること

ウ　都道府県社会福祉協議会に対して再貸付の申請をしたが、申請日以前に不決定となったこと

エ　都道府県社会福祉協議会に再貸付の申請を行うために、自立相談支援機関への相談等を行ったものの支援決定を受けることができず、申請日以前に再貸付の申請をできなかったこと

（２）　申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持している者であること

（３）　申請日の属する月における、申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者の収入の額を合算した額が、申請日の属する年度分の地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第３２８条の規定によって課する所得割を除く。）が課されていない者の収入の額を１２で除して得た額（以下「基準額」という。）及び昭和３８年４月１日厚生省告示第１５８号（生活保護法による保護の基準を定める等の件）による住宅扶助基準に基づく額（以下「住宅扶助基準に基づく額」という。）を合算した額以下であること

（４）　申請日における申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が、基準額に６を乗じて得た額（当該額が１００万円を越える場合は１００万円とする。）以下であること

（５）　次のいずれかに該当する者であること

ア　公共職業安定所に求職の申込みをし、常用就職による就職を目指し、以下に掲げる求職活動を行うこと

（ア）　月１回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける。

（イ）　月２回以上、公共職業安定所で職業相談等を受ける。

（ウ）　原則週１回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受ける。

イ　生活保護を申請し、当該申請に係る処分が行われていない状態にあること

（６）　生活保護費又は職業訓練受講給付金を現に受給していないこと
（７）　偽りその他不正な手段により再貸付の申請を行っていないこと
（求職活動等要件）
第４条　支給対象者は、自立支援金の支給期間中、常用就職に向けて次に掲げる求職活動等を誠実かつ熱心に行わなければならない。ただし、支給期間中に生活保護を申請し、当該申請に係る処分が行われていない間については、この限りではない。
（１）　毎月１回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受けること
（２）　毎月２回以上、公共職業安定所の職業相談等を受けること
（３）　原則として週１回以上、求人先へ応募を行い、又は求人先の面接を受けること
（自立支援金の支給等）
第５条　市は、支給対象者に対し、この告示の定めるところにより、自立支援金を支給する。
２　前項の規定により支給対象者に対して支給する自立支援金は、１月ごとに支給し、その支給額は、次の各号に掲げる申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者の数に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。
（１）　１人　６万円
（２）　２人　８万円
（３）　３人以上　１０万円
（支給期間）
第６条　自立支援金の支給期間は、３月とする。
（自立支援金の申請期限）
第７条　自立支援金に係る市の申請期限は、令和３年８月３１日とする。
（自立支援金の申請及び支給の方式）
第８条　自立支援金申請者は、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給申請書（第１号の１様式。以下「自立支援金申請書」という。）及び新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金申請時確認書（第１号の２様式。以下「自立支援金確認書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて自立相談支援機関に提出しなければならない。
（１）　住民票の写し
（２）　再貸付に係る借用書の写しその他の第３条第１号に該当することを証する書類
（３）　申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者のうち、収入がある者

についての申請日の属する月の収入が確認できる書類の写し

（４）　申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者申請日において有している金融機関の口座の通帳等の写し

（５）　第３条第５号イに該当する場合、生活保護の申請を行っていることを確認できる書類の写し

（６）　自立支援金の振込先の金融機関の口座の通帳等の写し

２　自立相談支援機関は、前項の申請書が提出された場合は、同項各号の添付書類等を確認の上、不適正受給が疑われる場合等明らかに支給要件に該当しない者を除き、申請書を受け付ける。この場合において、前項各号の添付書類等に不足があるときは、自立相談支援機関は、申請者に対し必要書類の追加提出を求めるものとする。

（公共職業安定所への求職申込み等）

第９条　自立相談支援機関は、自立支援金申請者が公共職業安定所への求職申込みを行っていないときは、申込みを行うよう求めるものとする。ただし、当該自立支援金申請者が生活保護を申請し、当該申請に係る処分が行われていない間については、この限りではない。

２　自立支援金申請者は、公共職業安定所から交付を受けた求職受付票の写しを自立相談支援機関に提出しなければならない。

（審査及び支給決定等）

第１０条　市長は、自立相談支援機関から提出された申請書及び添付書類に基づき、自立支援金の支給の可否を審査するものとする。

２　市長は、前項の審査を行い、自立支援金の支給を決定した場合は新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給決定通知書（第２号様式。以下「決定通知書」という。）を、自立支援金の不支給を決定した場合は不支給の理由を明記して新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金不支給通知書（第３号様式）を当該申請者に自立相談支援機関を経由して交付するものとする。

３　自立相談支援機関は、決定通知書を交付する際、自立支援金の支給を決定した者（以下「受給者」という。）に対して、求職活動等状況報告書（第４号様式）、公共職業安定所における職業相談確認票（第５号様式）及び新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金常用求職活動状況報告書（第６号様式）を交付し、求職活動等の報告を求めるものとする。

（支給方法）

第１１条　自立支援金の支給は、自立支援金申請者から指定された金融機関の

口座への振り込むことにより行うものとする。

（常用就職及び就労収入の報告）

第１２条　受給者は、常用就職したときは、常用就職届（第７号様式）を市長に自立相談支援機関を経由して提出しなければならない。

２　前項の届出を行った受給者は、当該届出を行った月以降毎月１回、収入額が確認できる書類の提出をすることにより、自立相談支援機関を経由して市長に就労収入の報告をしなければならない。

（支給の中止）

第１３条　市長は、受給者が次のいずれかの事由に該当する場合は、以下の定めのとおり自立支援金の支給を中止するものとする。

（１）　受給者が、受給中に第４条に該当していないことが判明した場合、原則として、当該事実を確認した日の属する月の支給から中止する。

（２）　受給者が、常用就職により就職した場合であって、当該就職に伴い当該者の収入額が基準額及び住宅扶助基準に基づく額を合算した額を超えた場合、原則として、当該収入額が得られた月の支給から中止する。

（３）　支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった場合、直ちに支給を中止する。

（４）　支給決定後、受給者が禁錮刑以上の刑に処された場合は、直ちに支給を中止する。

（５）　支給決定後、受給者又は受給者と同一の世帯に属する者が暴力団員と判明した場合は、直ちに支給を中止する。

（６）　受給者が生活保護を受給した場合は、支給を中止する。

（７）　受給者が職業訓練受講給付金を受給した場合は、支給を中止する。

（８）　受給者が、偽りその他不正な手段により再貸付の申請を行ったことが明らかになった場合は、直ちに支給を中止する。

（９）　上記各号に定めるほか、受給者の死亡など、支給することができない事情が生じたときは、支給を中止する。

２　市長は、前項の規定により自立支援金の支給を中止した場合には、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給中止通知書（第８号様式）を当該受給者に自立相談支援機関を経由して交付するものとする。

（不当利得の返還）

第１４条　市長は、自立支援金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により自立支援金の支給を受けた者に対し、支給を行った自立支援金の返還を求める。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第１５条　自立支援金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（関係機関との連携等）

第１６条　市は、自立支援金の支給決定のために特に必要と認めるときは、自立支援金確認書で取得している同意の範囲内で、官公署その他の関係機関等に対し、支給決定のために必要な資料の提供を求めることができる。

２　市は、受給者等の状況等について自立相談支援機関、福祉事務所及び阿賀野市社会福祉協議会と情報共有その他の連携を図ることにより、事業の円滑な実施及び自立支援金の支給期間終了後の支援への円滑な移行に努めるものとする。

（留意事項）

第１７条　事業の実施に当たっては、関係する国の通知等に基づき実施するものとする。

（その他）

第１８条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和３年７月１日から施行する

第１号の１様式（第８条関係）

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給申請書

フリガナ	
①氏　　名	
②生年月日	年　　月　　日　　満（　　）歳
③住所	
④電話番号	
⑤個人番号（マイナンバー）（わからない場合は空欄でも可）	

申立事項

⑥次の１から４のいずれかの場合であること（1.～4.のいずれか該当する数字を○で囲んだうえ、該当する方に記載）

※記載内容については、社会福祉協議会に照会させていただくことがあります。

1.総合支援資金の再貸付を受け終わった

受けていた時期	年　　月　～　　月
再貸付を受けていた社会福祉協議会	

2.総合支援資金の再貸付が借入最終月である

受けている時期	年　　月　～　　月
再貸付を受けている社会福祉協議会	

3.総合支援資金の再貸付を申請したが、不承認となった

申請した時期	年　　月　　日（頃）
再貸付を申請した社会福祉協議会	

4.総合支援資金の再貸付の申請のために必要な、自立相談支援機関による支援決定を受けることができず、再貸付の申請をできなかった

相談した時期	年　　月　　日（頃）
再貸付を相談した自立相談支援機関等	

⑦世帯の生計を主として維持している者であること（右欄にチェック）□

⑧申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入及び預貯金が次のとおりであること

フリガナ					合計
氏名					
続柄	本　人				
生年月日					
収入（月額）	円	円	円	円	円
預貯金等	円	円	円	円	円

※申請日の属する月の収入（月額）が確実に推計できる場合はその額を、変動あるときは収入の確定している直近3か月間の平均収入を記載する。雇用保険の失業等給付、児童扶養手当等各種手当も合算する。

上記の申立事項に相違なく、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給を申請します。

年　　月　　日

阿 賀 野 市 長　　様

申請者氏名

【受取口座記入欄】（長期間入出金のない口座を記入しないでください。）

金融機関名（ゆうちょ銀行を除く）	支　店　名	分類	口座番号（右詰めでお書きください）	口座名義（カナ）
1.銀行 4.信連 2.金庫 5.農協 3.信組 6.漁協 7.信漁連	本・支店 本・支所 出張所	1.普通 2.当座		
金融機関コード	支店コード			

※ゆうちょ銀行の場合は、「振り込み用の店名・預金種目・口座番号（７桁）」（通帳見開き下部に記載）をご記入ください。

（注　意　事　項）

申請内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行為によって新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を受けたり、又は受けようとしたときは、不当利得として返還請求されることとなります。また、不正の内容が悪質な場合には、刑事告発を行うことがあります。

第１号の２様式（第８条関係）

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給を希望する方は、この確認書と併せ申請書（第１号の１様式）を提出する必要があります。

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金申請時確認書

誓約事項

1　受給中、下記の求職活動等要件を満たすこと

①月１回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける

②月２回以上、公共職業安定所で職業相談等を受ける

③原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受ける

※生活保護を申請し、当該申請に係る処分が行われるまでの間は、この限りではない。

2　申請者及び申請者と同一の世帯に属する者（以下「申請者等」という。）のいずれもが生活保護及び職業訓練受講給付金を受けていないこと

3　申請者等のいずれもが他の自治体に対し新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を申請していないこと

4　申請者等のいずれもが暴力団員ではないこと、また、受給期間中においても暴力団員にならないこと

5　偽りその他不正の行為によって新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を受けたり、又は受けようとしたときは、不当利得として返還すること

同意事項

1　以下のいずれかに該当した場合、支給が中止されること

①　所要の求職活動等を行わない場合

②　新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金受給者（以下、単に「受給者」という。）が、常用就職に伴い得られた収入が収入基準を超える場合、またそのことを報告しない場合

③　申請内容に偽りがあった場合

④　支給決定後、受給者と受給者と同一の世帯に属する者（以下「受給者等」という。）が暴力団員と判明した場合

⑤　支給決定後、受給者等が禁固刑以上の刑に処された場合

⑥　支給決定後、受給者等が生活保護費を受給した場合

⑦　支給決定後、受給者等が職業訓練受講給付金を受給した場合

⑧　支給決定後、受給者等が、偽りその他不正な手段により再貸付の申請を行ったことが明らかになった場合

⑨　支給決定後、受給者等が他の自治体から新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を受給した場合

2　支給要件の確認に必要な範囲で、申請者等の資産、収入、緊急小口資金等の特例貸付、職業訓練受講給付金、生活保護の利用状況等につき、官公署、社会福祉協議会、自立相談支援機関又は銀行その他の機関、関係者（以下「関係機関」という。）に照会すること。

また、実施主体の照会に対し、関係機関が報告することについて、申請者等が同意している旨を関係機関に伝えること。

3　生活支援や、適正な公的給付等の実施に必要な範囲で、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金受給者の情報について、自立相談支援機関、福祉事務所、社会福祉協議会に提供すること。

4　支給に必要な範囲で、暴力団員該当性の確認につき、実施主体が官公署から情報を求めること。

年　　月　　日

阿賀野市長　　様

上記誓約事項及び同意事項について確認の上、誓約及び同意します。

申請者住所

申請者氏名

確認事項　（以下に該当する場合はチェックを入れること）

☐ 仕事以外の生活上の困りごとについて支援の希望がある。

☐ 生活保護の相談の希望がある。

第１号の２様式（第８条関係）

申請時の添付書類

1 本人及び世帯構成の確認書類

□ 住民票の写し

2 【申請書（第１号の１様式）の申立事項⑥の１、２に該当する方】

□ ① 再貸付の借用書（控）の写し（再貸付の貸付決定通知書の写しでも可）

□ ② 再貸付の振込状況がわかる通帳（※１）の写し

□ ③ ①が用意できない場合（※２）は、第１号の３様式

【申請書（第１号の１様式）の申立事項⑥の３に該当する方】

□ ① 再貸付の不承認通知の写し

□ ② ①が用意できない場合（※２）は、緊急小口資金及び総合支援資金の貸付の借入状況がわかる通帳（※１）の写し及び第１号の３様式

【申請書（第１号の１様式）の申立事項⑥の４に該当する方】

□ ① 第１号の３様式

□ ② 緊急小口資金及び総合支援資金の貸付の借入状況がわかる通帳（※１）の写し

3 収入関係書類

□ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち、収入がある者についての申請日が属する月の収入が確認できる書類の写し

4 金融資産関係書類

□ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の、申請日時点の金融機関の通帳（※１）の写し

5 求職活動関係書類 （①と②はいずれか一方の提出で可）

□ ① 公共職業安定所から交付を受けた求職受付票(ハローワークカード）の写し

□ ② 生活保護を申請中である場合は、保護申請書の写し（保護の実施機関の受領印があるもの）

6 振込先口座（※１）が分かる書類

□ 通帳の該当部分の写し等

※１ 電子的にのみ管理している場合（いわゆるweb通帳の場合）はその画面の写しで可

※２ 社会福祉協議会から発行された書類が用意できない場合には、社会福祉協議会に対し、書類の再交付を受けること等は不要であること

第１号の３様式

この申告書は、
・申請書（第１号の１様式）の申立事項⑥の１～３に該当する方のうち、申請時確認書（第１号の２様式）に記載している添付書類に不足のある方
・申請書（第１号の１様式）の申立事項⑥の４に該当する方
のみ提出が必要となるものです。
なお、**社会福祉協議会に関係書類の再交付等を求める必要はありません。**この書類と通帳の写しをご提出ください。

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金
再貸付不承認・過去借入状況申告書

申告事項

※１については、□のうちいずれか該当するものにチェックを入れた上で、借入時期を記載してください。
※２については、申請時確認書（第１号の２様式）に記載している添付書類に不足のある方のみ記入してください。

１　私は、

□　総合支援資金の再貸付を借り終わった
□　総合支援資金の再貸付が借り入れ最終月である

（総合支援資金（再貸付）の借入状況）
総合支援資金（再貸付）：借入時期（　　年　月～　月）

□　総合支援資金の再貸付を申請したが、不承認となった
□　総合支援資金の再貸付の申請のために必要な、自立相談支援機関による支援決定を受けることができず、再貸付の申請をできなかった

（緊急小口資金及び総合支援資金の借入状況）
緊急小口資金　　：借入時期（　　年　月）
総合支援資金（初回）　：借入時期（　　年　月～　月）
総合支援資金（延長）　：借入時期（　　年　月～　月）

ことを申告いたします。

２　添付書類を提出できない理由は下記のとおりです。

年　　月　　日

阿賀野市長　　様
申請者住所
申請者氏名

（注意事項）

１　申告内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行為によって新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を受けたり、又は受けようとしたときは、不当利得として返還請求されることとなります。また、不正の内容が悪質な場合には刑事告発を行うことがあります。
２　支給に関して必要な範囲で、報告等を求めることがあります。
３　支給決定に必要な範囲で、都道府県等から資産、収入、緊急小口資金等の特例貸付、職業訓練受講給付金、生活保護の利用状況につき、官公署、社会福祉協議会、自立相談支援機関、又は銀行その他の機関、他関係者に対し照会することがあります。

第２号様式（第１０条関係）

第　　号

年　　月　　日

様

阿賀野市長

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給決定通知書

年　　月　　日付で申請された新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金について、下記のとおり決定したので通知します。

記

１　支給額　　月額　　円

２　支給期間　　年　　月から

年　　月まで

（注意事項）

１　本給付金の受給期間中、次の①から③までの常用就職に向けた求職活動等を怠る場合には、支給を中止することがあります。

①　毎月１回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受けること

②　毎月２回以上、公共職業安定所で職業相談を受けること

③　原則週１回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受けること

※なお、生活保護を申請し、当該申請に係る処分が行われるまでの間は、この限りではありません。

本給付金の受給期間中は、毎月、実施主体に、①、②、③の要件確認のため「求職活動状況報告書（第４号様式）」、②の要件確認のため職業相談確認票（第５号様式）、③の要件確認のため常用就職活動状況報告書（第６号様式）を提出してください。

２　本給付金の受給期間中に就職した場合には、「常用就職届（第７号様式）」を提出してください。

３　常用就職している者については、収入額を確認することができる書類を、毎月実施主体に対し提出してください。

第３号様式（第１０条関係）

第　　号

年　　月　　日

様

阿賀野市長

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金不支給通知書

年　　月　　日付で、貴方より申請された新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金について、下記の理由により不支給となりましたので通知します。

記

不支給の理由

第４号様式（第１０条関係）

阿賀野市長　　様

求職活動等状況報告書

この報告書は、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給決定日から１か月以内に実施主体に提出し、以後毎月○日（提出期限）までに報告をお願いいたします。

提出書類は、この報告書とあわせて実施主体にご提出下さい。

【この１か月間にあなたが行った活動に✓を入れて下さい。】

①または②のどちらかの活動を行う必要がありますので留意してください。

①

□１回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受けた

回数：(　　回)

月　　日（　　）　　窓口　・別紙の送付・　電話　・　メール　・　その他

□２回以上、ハローワークでの職業相談等を受けた

回数：(　　回)

（提出書類）第５号様式　職業相談確認票

□週１回以上、求人先へ応募を行ったか、求人先の面接を受けた

回数：(　　回)

（提出書類）第６号様式　常用就職活動状況報告書

または

②

□生活保護の申請を行った

（提出書類）生活保護の申請書の写し（保護の実施機関の受領印があるもの）

月　　日（　　）申請先：　　福祉事務所

上記報告に虚偽がないことを申告します。

提 出 日：　　年　　月　　日

氏　　名：

住　　所：　　電話番号：

第５号様式（第１０条関係）

職業相談確認票（新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金）

フリガナ
氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

求職登録日　　年　　月　　日	求職番号

相談日	安定所確認欄	担当者名	支援内容	特記事項
年 月 日			１．職業相談 ２．職業紹介 ３．就職活動セミナーなど職業講習の受講	１．公共職業訓練の相談 ２．求職者支援訓練の相談 ３．その他 （　　）
年 月 日			１．職業相談 ２．職業紹介 ３．就職活動セミナーなど職業講習の受講	１．公共職業訓練の相談 ２．求職者支援訓練の相談 ３．その他 （　　）
年 月 日			１．職業相談 ２．職業紹介 ３．就職活動セミナーなど職業講習の受講	１．公共職業訓練の相談２．求職者支援訓練の相談 ３．その他 （　　）
年 月 日			１．職業相談 ２．職業紹介 ３．就職活動セミナーなど職業講習の受講	１．公共職業訓練の相談 ２．求職者支援訓練の相談 ３．その他 （　　）
年 月 日			１．職業相談 ２．職業紹介 ３．就職活動セミナーなど職業講習の受講	１．公共職業訓練の相談 ２．求職者支援訓練の相談 ３．その他 （　　）
年 月 日			１．職業相談 ２．職業紹介 ３．就職活動セミナーなど職業講習の受講	１．公共職業訓練の相談 ２．求職者支援訓練の相談 ３．その他 （　　）

※公共職業安定所において支援（＊）を受けた場合は、安定所担当者から所要事項を記入してもらったうえで返却してもらうこと。（ひと月に最低２回以上の支援実績を記入すること）
※公共職業安定所において公的職業訓練（公共職業訓練・求職者支援訓練）の相談を行った際、安定所担当者は特記事項欄の該当部分に〇をして下さい。また、公的職業訓練を受講中の場合は、訓練受講をもって求職活動（職業相談等の支援）とみなします。
※本票は紛失しないよう注意すること。
※公共職業安定所の記入・確認を受けた本票は、都道府県等に提出すること。

第６号様式（第１０条関係）

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金　常用就職活動状況報告書

年　　月　　日

阿賀野市長　様

フリガナ
氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

私は、常用就職に向けて、以下のとおり求職活動を行いましたので、報告します。
なお、就職が決まったときは「常用就職届」を速やかに提出します。

１．公共職業安定所を活用した求職活動

公共職業安定所へ通った回数（※）　＿＿＿＿回

うち公共職業安定所より紹介状を受けた件数　＿＿＿＿件

※ 職業相談確認票（第５号様式）に記録した活動もカウントに含めること。

２．求職活動状況　※活動内容欄は左の該当する番号を記載すること。

会社名				求職先の内容	
住所・電話				就業形態	
	TEL：			職種	
仕事内容				勤務時間	
活動内容 （１．電話 ２．メール ３．履歴書 ４．面接 ５．その他）	活動日	活動内容	具体的な活動内容		
結果	月　　日	採用　　不採用（理由　　）			
探した方法	公共職業安定所、新聞・広告、求人誌、知人の紹介、その他（　　）				

会社名				求職先の内容	
住所・電話				就業形態	
	TEL：			職種	
仕事内容				勤務時間	
活動内容 （１．電話 ２．メール ３．履歴書 ４．面接 ５．その他）	活動日	活動内容	具体的な活動内容		
結果	月　　日	採用　　不採用（理由　　）			
探した方法	公共職業安定所、新聞・広告、求人誌、知人の紹介、その他（　　）				

第６号様式（第１０条関係）

会社名				求職先の内容	
住所・電話				就業形態	
	TEL：			職種	
仕事内容				勤務時間	
活動内容 （1．電話 2．メール 3．履歴書 4．面接 5．その他）	活動日	活動内容	具体的な活動内容		
結果	月　　日	採用　　不採用（理由　　）			
探した方法	公共職業安定所、新聞・広告、求人誌、知人の紹介、その他（　　）				

会社名				求職先の内容	
住所・電話				就業形態	
	TEL：			職種	
仕事内容				勤務時間	
活動内容 （1．電話 2．メール 3．履歴書 4．面接 5．その他）	活動日	活動内容	具体的な活動内容		
結果	月　　日	採用　　不採用（理由　　）			
探した方法	公共職業安定所、新聞・広告、求人誌、知人の紹介、その他（　　）				

会社名				求職先の内容	
住所・電話				就業形態	
	TEL：			職種	
仕事内容				勤務時間	
活動内容 （1．電話 2．メール 3．履歴書 4．面接 5．その他）	活動日	活動内容	具体的な活動内容		
結果	月　　日	採用　　不採用（理由　　）			
探した方法	公共職業安定所、新聞・広告、求人誌、知人の紹介、その他（　　）				

第７号様式（第１２条関係）

常用就職届

私は、求職活動を行った結果、下記のとおり期間の定めのない、又は６か月以上の雇用が見込まれる就職をしたので届け出ます。

この就職によって、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金が支給中止となる収入要件を超える月収入が得られた場合は、原則として、収入が得られた月から支給が中止されることについて、了解します。

阿賀野市長　　様

年　　月　　日

ﾌﾘｶﾞﾅ

氏名

住所

電話番号

就職先

ﾌﾘｶﾞﾅ 事業所名	
事業所の住所	
就職日	年　　月　　日

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給状況

支給期間	年　　月から 年　　月まで
支給額	月額　　円

添付書類

収入見込額が確認できる書類

（注意事項）

この報告を行った月以降、収入額を確認することができる書類を、毎月提出してください。

第８号様式（第１３条関係）

第　　号

年　　月　　日

様

阿賀野市長

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給中止通知書

年　　月　　日付で、貴方より申請された新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金について、下記の理由により支給を中止することとしましたので通知します。

記

1　支給中止時期　　年　　月から

2　支給中止の理由